

野田市水道事業公営企業会計システム更新業務
公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

野田市水道事業公営企業会計システムの更新にあたり、事業の適正かつ合理的・効率的及び機能・操作性に優れた会計システムを導入するため、当該業務の履行に最も適した事業者を募集する。

2. 業務概要

(1) 業務名称

野田市水道事業公営企業会計システム更新業務

(2) 業務内容

野田市水道事業公営企業会計システム更新業務仕様書のとおりであり、主な内容は次のとおりとする。

- ① システム構築
- ② データ移行
- ③ システム動作テスト
- ④ 仮稼働
- ⑤ 職員研修
- ⑥ システム維持・保守業務（システム賃貸借）

(3) 履行場所

野田市水道部

(4) 履行期限

- ① 業務内容①～④ 令和 5年 8月31日（木）まで
- ② 業務内容⑤ 令和 5年 9月29日（金）まで
- ③ 業務内容⑥ 令和 5年10月 1日（日）から
令和10年 9月30日（土）まで

3. 実施及び契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4. 実施スケジュール

- (1) 公告 令和5年4月 7日（金）
- (2) 参加申請書提出期限 令和5年4月12日（水）
- (3) 質疑受付期限 令和5年4月12日（水）
- (4) 質疑回答 令和5年4月14日（金）
- (5) 企画提案書提出期限 令和5年4月19日（水）
- (6) プレゼンテーション 令和5年4月26日（水）
- (7) 選定結果通知 令和5年5月 1日（月）
- (8) 随意契約締結 令和5年5月 8日（月）

5. 参加資格要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿に登録がされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から3年を経過している者であること。
- (4) この公告の日からプレゼンテーション実施の日までに、「野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱」及び「野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱」に基づく、指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) この公告の日からプレゼンテーション実施の日までに、「野田市建設工事等暴力団対策措置要綱」及び「野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく、指名除外を受けていない者であること。
- (6) 電子交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者であること。
- (7) 建設工事等の入札日前6月以内に手形または小切手が不渡りとなっていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされている者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者であること。
- (9) ISMS又はプライバシーマーク等と同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けている者であること。
- (10) 令和4年度末において、給水人口が10万人以上の地方公共団体が経営する水道事業体に、LGWAN-ASP方式による公営企業会計システムとして5年間の稼働実績があること。
- (11) 自社開発の公営企業会計システムであること。
- (12) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、野田市税のいずれも滞納していない者であること。

6. 参加申請書の提出

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を水道部業務課庶務係（以下「事務局」という。）へ持参のうえ提出すること。
 - ① 参加申請書（様式1）
 - ② 参加資格要件（9）を確認できる書面等の写し
 - ③ 参加資格要件（12）に関する納税証明書
 - ④ 提出期限は令和5年4月12日（水）午後5時まで

7. 参加資格確認

事務局は、参加申請書に基づき参加資格要件を審査した結果、参加資格要件に適合した者について参加依頼書を通知する。

8. 質問及び回答

- (1) 質問は、参加申請書を提出した者に限り、質問書（様式2）により提出すること。
 - ① 提出方法は事務局メールアドレス宛に電子メールにて送信すること。なお、送信後は電話による確認連絡を行うこと。
 - ② 提出期限は公告の日から令和5年4月12日（水）午後5時まで
- (2) 回答は、令和5年4月14日（金）午後5時までに電子メールにて全ての参加申請者（辞退者を除く）に対して回答する。

9. 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書を提出する者は、次に掲げる書類を事務局へ持参のうえ提出すること。
 - ① 企画提案書（任意様式）
 - ② 提案見積書（様式3）
 - ③ 業務体制報告書（様式4）
 - ④ 稼働実績報告書（様式5）※下記（2）②に関する実績報告書とする。
 - ⑤ システム機能要求書（別紙1）
 - ⑥ 会社概要（パンフレット等）
- (2) 企画提案書作成方法（必要に応じカタログ等を添付）
 - ① 提案システムの概要及び機能
 - ・パッケージ名、開発元、基本性能、アピールポイント
 - ② 提案システムの稼働実績（令和4年度末において契約中のものに限る）
 - ・自治体名、導入先会計名、契約期間
 - ③ ソフトウェア構成
 - ・機能仕様等の詳細
 - ④ ハードウェア構成
 - ・機器構成の詳細、周辺機器の詳細
 - ⑤ システム導入体制
 - ・システム開発、カスタマイズ等の作業概略
 - ⑥ システム導入スケジュール
 - ・システム開発、データ移行、セットアップ、操作研修等
 - ⑦ システム支援及び保守
 - ・システム導入前後の運用支援手法
 - ・システム導入後の保守サポート体制
 - ・システム障害発生時の対応方法
 - ⑧ その他
 - ・業務改善等に繋がる有効・有益な提案
 - ・公認会計士等の支援
- (3) 提出期限 令和5年4月19日（水）午後5時まで
- (4) 提出部数 10部（正本1部及び写し9部）

(5) その他

- ① 企画提案のための費用
 - ・提案に関する費用は全て提案者の負担とする。
- ② 企画提案書の取り扱い
 - ・提案書提出後において、提案内容等の追加及び変更は原則認めない。
 - ・提出された提案書は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
 - ・提出された提案書は、一切返却しない。
 - ・提出された提案書は、原則公開しない。
- ③ 企画提案書の形式
 - ・提案書はA4判とし、下部に通しページ番号を付すること。
 - ・A3判を使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。
 - ・用紙方向は原則縦版とし、左側2箇所ホチキス止めをすること。
 - ・提案書は、正確かつ簡潔なものとし、過大に資料を添付しないこと。

10. プレゼンテーション

(1) プロポーザル審査委員会は、企画提案書を提出した者を対象に、プレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーション実施概要

- ① 実施日 令和5年4月26日(水)
- ① 時間 参加依頼書に記載
- ② 場所 野田市水道部2階大会議室
- ③ プレゼンテーション時間
 - ・提案者からの説明時間として30分以内
 - ・プロポーザル審査委員からの質問時間として30分以内
- ④ 機器類の準備 提案説明に必要な機器類は提案者が準備する

(3) プロポーザル審査委員会は、野田市水道事業公営企業会計システム更新業務公募型プロポーザル評価基準要領に基づき、次に掲げる審査項目について評価を行う。

- ① 提案見積額について予算額の範囲内にあるか評価する。
- ② システムエンジニアについての経験年数・実績件数等により評価する。
※本業務に当たって、システムエンジニアの変更は、発注者が承認した場合以外は一切認めない。

- ③ 提案する会計システムの稼働実績について評価する。
- ④ 機能要求の適合性及び機器の性能について評価する。

(4) プロポーザル審査委員会は、企画提案書類とプレゼンテーションの内容について総合的に判断する。

受託候補者の選定は、評価基準要領に定める受託候補者決定基準の最低基準点を満たしている場合に限り、総評価点が最も高い者とする。

最高総評価点の者が複数の場合は、再審査を実施し再評価を行うものとする。
次点候補者として、総評価点が2番目に高い者を選定する。

- (5) 企画提案書の提出者が1者のみであった場合でも前号と同様の審査を行い、受託候補者決定基準に定める最低基準点を満たしている場合に限り、受託候補者と決定する。

11. 選定結果通知

選定結果については、令和5年5月1日（月）までに結果の如何に関わらず提案者すべての者に通知するものとする。

選定されなかった者は、その理由を求めることができる。

理由の説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から7日以内に書面（任意様式）を提出すること。なお、回答は書面にて行う。

結果に対する異議等は受け付けない。

12. 見積徴取

- (1) 受託候補者より見積書（様式6）を徴取し、その見積額が予定価格の制限の範囲内にあった場合、契約を締結する。なお、見積書の徴取回数は2回までとする。
- (2) 受託候補者からの見積額が予定価格に達しない場合、次点候補者から同様の手続を行う。

13. 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書の提出期限を過ぎた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、実施要領等に基づく提案でない認められた場合

14. その他

- (1) プロポーザル参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、プレゼンテーション前であればプレゼンテーションに参加させないものとし、受託候補者となったときは、受託候補者の資格を喪失するものとする。
- ① 「野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱」及び「野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱」に基づく指名停止措置を受けたとき。
- ② 「野田市建設工事等暴力団対策措置要綱」及び「野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名除外を受けたとき。
- (2) 事故等の緊急時、不正な行為などの事情により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止又は延期することがある。なお、この場合において、野田市水道事業は、発生した損害を賠償する責を負わない。
- (3) 本市は、契約締結後において、受注者に本選考手続に不正又は虚偽記載等が認められる場合は、契約を解除できるものとする。

- (4) 企画提案書の提出を辞退するときは、辞退届（様式7）を提出すること。
以後、辞退による不利益な扱いはしないものとする。
- (5) 受託候補者が正当な理由なく協議及び契約を辞退する場合、指名停止を行う。

15. 様式

- (1) 参加申請書（様式1）
- (2) 質問書（様式2）
- (3) 提案見積書（様式3）
- (4) 業務体制報告書（様式4）
- (5) 稼働実績報告書（様式5）
- (6) 見積書（様式6）
- (7) 辞退届（様式7）
- (8) システム機能要求書（別紙1）

16. 配布資料

- (1) 本募集要領
- (2) 野田市水道事業公営企業会計システム更新業務
公募型プロポーザル評価基準要領
- (3) 野田市水道事業公営企業会計システム更新業務
仕様書
- (4) 野田市水道事業公営企業会計システム更新業務
システム機能要求書

17. 事務局

- | | |
|-------------|--|
| (1) 担 当 部 署 | 野田市水道部業務課庶務係 |
| (2) 所 在 地 | 〒278-0031
野田市中根324番地 |
| (3) 電 話 | 04-7124-5145 |
| (4) F A X | 04-7124-3362 |
| (5) メールアドレス | suidou-1@mail.city.noda.chiba.jp |